

◎新潟県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区の定款の変更を平成25年3月19日認可した。

平成25年4月2日

新潟県新発田地域振興局長